

■ 日本赤十字社救護規則

(昭和30年6月20日 本達甲第4号) 抜粋

(災害救護業務)

第2条 日本赤十字社の災害救護業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護
- (2) 救援物資の備蓄及び配分
- (3) 災害時の血液製剤の供給
- (4) 義援金の受付及び配分
- (5) その他災害救護に必要な業務

2. 救護班要員等

平成25年度 日本赤十字社救護業務集計表から抜粋

①救護班要員 職種別 内訳									② 災害対策本部要員	③ 血液供給要員	④現地医療班要員			登録救護員数合計
医師	看護師長	看護師	主事	助産師	薬剤師	特殊救護班要員	その他	小計			医師	看護師	小計	
978	719	2,932	1,374	147	344	274	296	7,064	1,400	337	5	17	22	8,823

* 「主事」 + 「災害対策本部要員」 = 2,774 登録救護員の31.4%を占める

* 後出の「全国救護班研修」では、日本DMATに倣い、薬剤師等のコメディカル参加者を「主事」にカテゴライズしている。

1. 「主事」と「災害対策本部要員」



当社の災害救護活動に従事するロジは、

- ① 医療救護班の一員として庶務的役割を担う事務系職員を「主事」。



- ② 本部運営を担う各支部の職員や日赤病院の幹部・救護担当職員を「災害対策本部要員」と称し、

計 2,774人が登録されている。

II. ロジ教育の現状と課題（全国的教育研修）

1. 全国救護班研修（旧称「日赤DMAT研修」）

- ・日本DMATとの協働と日赤救護班のレベルアップのための2.5日研修。
- ・平成21年3月11日～13日 日赤看護大会会場での試行以来

- ① 平成21年6月27日～29日 武蔵野キャンパス会場



- ② 平成27年1月10日～12日 日赤本社会場 まで、

22回開催され、94施設から1,470名が参加している。

参加者内訳

医師	237名	(16.1%)
看護師・助産師	609名	(41.4%)
主事・薬剤師等	624名	(42.4%)

＊ 全国赤十字救護班研修の主な内容

- Session 1 災害医療の考え方（講義）
- Session 2 超急性期の災害医療対応に必要なスキル1（講義、実習）
- Session 3 局地・近隣災害について（GW）
- Session 4 急性期の**こころのケア**（講義）
- Session 5 超急性期の災害医療対応に必要なスキル2（職種別実習）
- Session 6 **日本DMATと日赤救護班の活動内容を理解する1**（講義）

- Session 7 広域災害・遠隔地派遣（GW）
- Session 8 超急性期の災害医療対応に必要なスキル3（職種別実習）
- Session 9 現場救護所（机上シミュレーション）
- Session 10 総合実習『**局地災害時の現場医療救護活動**』
- Session 11 医療救護所・**巡回診療**（グループワーク＋講義）
- Session 12 特別講義
- Session 13 事例発表 他



＊ 日本DMAT隊員養成研修＋日本赤十字社の特性

2. 災害医療コーディネーターチーム研修

災害対策本部に於いて、**災害対策本部要員**として活動する「**コーディネーター 1人**」と「**コーディネートスタッフ3人**」のチーム。
(医師)

■ コーディネートスタッフの役割は

** 正に本部機能！ロジさんのお仕事*

ア. 災害医療コーディネーターの支援業務。

- ① 被災状況、被災地の医療ニーズ等の**情報収集、整理、分析**。
- ② 自治体、他の医療救護機関等との**連絡窓口**。
- ③ 支部災対本部が行うブロック代表支部、本社との**連絡・調整業務**の支援。

イ. 平時から都道府県・他の医療救護機関等との**連携**を行い、災害医療体制に対する**専門的助言、救護訓練及び研修の企画、指導等**に協力する。

ウ. その他コーディネーターチームの**運営に必要な業務**。

1 情報・通信

- (1) 衛星電話
- (2) 無線通信
 - ア. トランシーバー
 - イ. 赤十字無線の活用・統制
- (3) EMIS Mats含む
- (4) その他の通信機材、方法（防災行政無線 防災相互通信 ツイッター e t c）
- (5) 通信システム環境構築（空中線の設置 電源確保）

* 主事のスキル維持に必要な項目！

2 本部運営

- (1) 現場救護所とは
- (2) 統括DMAT
- (3) 消防指揮
- (4) 記録（傷病者リスト・搬送先等）
- (5) クロノロジー
- (6) 資材管理と要員管理

3 広域医療搬送

- (1) SCU
- (2) 航空機内での医療
- (3) 情報の取りまとめ
- (4) 資材の調達・管理

4 病院支援

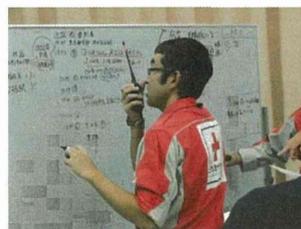
- (1) 方法
- (2) 役割

5 局地災害

- (1) 迅速出動について
- (2) 消防組織について

6 遠隔地災害

- (1) 出動までの調整
- (2) 資機材（車両操作・dERU立ち上げを含む）
- (3) 後方支援（派遣元病院本部運営/資材補給）
- (4) 引き継ぎ
- (5) 本社/支部支援
- (6) DMAT本部支援



- 7 各機関との調整・連携
 - (1) 行政等（都道府県・保健所・社会福祉協議会）
 - (2) 他の医療チーム（国病・医師会・NPO・海外チーム）
 - (3) 消防（緊急消防援助隊）
 - (4) 警察
 - (5) ボランティア
- 8 一般概念
 - (1) CSCATTT
 - (2) トリアージの概念とSTART/PAT
 - (3) 生活環境維持（食糧・水・寝具・トイレ・防寒・避暑・雨・感染・防虫等）
 - (4) 隊員管理
 - (5) 安全管理
 - (6) 金銭管理
 - (7) 活動記録
 - (8) 受援計画
 - (9) コンプライアンス
 - (10) 救急法・BLS
 - (11) マナー
 - (12) 基礎行動
- 9 規程
 - (1) 社法・定款
 - (2) 救護規則
 - (3) 災害救助法
 - (4) 災害対策基本法
 - (5) DMAT活動要領
- 10 その他
 - (1) 地方会の開催
 - (2) 戦略
 - (3) 日赤のリソースとDMAT
 - (4) 義援金
 - (5) その他



階層別研修を実施して、
「認定主事」資格付与制度を作りたい！

ただ、参加対象者の多さに比して、受入れキャパが圧倒的に少なく、災害医療コーディネートチーム研修に至っては、本年3月から2日間の日程で、始まるところである。

そのため、各支部では救護班要員マニュアルなどを基に、研修・訓練を通じた、独自のロジ教育を進めており、本社統計によると、昨年度の主事・本部要員の研修参加者は1,830人。各種訓練への参加者は、4,900人となっている。

主事教育の重要性に鑑み、各支部の（支部災害対策本部長を務める）事務局長達の業務検討会でも、主事教育について提言をまとめている。

「議題：救護班主事（調整員）の資質の向上について」

平成26年度社業振興特別委員会報告書 第2部会まとめ から

- 災害時において、救護班主事が担うべき業務は多種多様であり、円滑且つ効果的な救護活動を実施していく上で**極めて重要な役割を担っている**。
- 現在、救護員としての看護師育成プログラムは策定されているが、主事に関しては定められておらず、その**役割**についても「**救護班要員マニュアル**」にわずかに記載されているのみである。
- 全国各地で大規模災害が頻発し、また、発生が予想されている中において、**主事の資質の向上**は日本赤十字社として喫緊の課題であると思料することから、当該救護員に**特化した研修プログラムの策定**等について検討したい。

救護班要員マニュアル

平成23年12月改訂版



目次

まえがき

国際赤十字・赤新月運動の基本原則

I 赤十字の災害救護活動

1. 国内救護活動の法的根拠	1
(1) 日本赤十字社法・定款	1
(2) 公的救護活動との関連	2
(3) ジュネーブ四条約・2つの追加議定書	4
(4) 赤十字・赤新月国際会議等の決議	5
2. 日本赤十字社の災害救護業務	6
(1) 医療救護	6
(2) 救護物資の備蓄と配分	6
(3) 災害時の血液製剤の供給	7
(4) 義援金の受付と配分	7
(5) その他災害救護に必要な業務	7

II 災害と医療救護活動

1. 災害の定義	9
(1) 自然災害	9
(2) 人為災害	10
(3) 複合災害	10
2. 災害時医療の特殊性	11
3. 時間帯、活動形態別に見た医療救護活動	11
(1) 超急性期・急性期	11
(2) 亜急性期	11
(3) 慢性期	12

III 医療救護体制と活動

1. 救護班の構成と班員の役割	13
(1) 救護班の構成	13
(2) 班員の役割	14
2. 救護活動の流れ	18
(1) 出動	19
(2) 出動までの準備	19
(3) 被災地到着後の班行動	20
(4) 地域医療との連携	22
(5) 救護活動の終了・救護所の撤収	23
(6) その他の留意事項	23

Ⅲ. ロジの役割と教育項目

- 3. 指揮命令系統 25
 - (1) 出勤時 25
 - (2) 被災地での活動 27
 - (3) 撤収時 27
- 4. 救護班の活動にかかわる本社・支部の役割 28
 - (1) 派遣元支部 28
 - (2) 被災地支部（現地）災害対策本部 28
 - (3) ブロック代表支部 28
 - (4) 本社 29
- 5. 被災地での医療救護活動の展開 30

Ⅳ 医療救護活動 34

- 1. トリアージ 34
 - (1) トリアージの考え方 35
 - (2) トリアージの区分 35
 - (3) トリアージの方法 36
- 2. 治療 38
 - (1) 災害時の治療の考え方 38
 - (2) 安定化治療（処置）と根本治療 39
- 3. 搬送 40
 - (1) 搬送の原則 40
 - (2) 搬送の基本 40

Ⅴ ころのケア 41

- 1. 被災者に対するころのケア 41
 - (1) 基本的態度 41
 - (2) 心のトリアージ 42
 - (3) 関係作りと接し方のポイント 42
 - (4) 他の支援組織との連携 43
- 2. 援助者自身のころのケア 43

Ⅵ 助産 44

- 1. 災害と助産 44
- 2. 被災地での助産的対応 45

Ⅶ 死者及び遺族への対応 47

- 1. 死体の処理 47
 - (1) 整体 47
 - (2) 遺体の保全 47
 - (3) 検案 47
 - (4) 記録 48

- 2. グリーフケア 48
 - (1) 災害時におけるグリーフケアのポイント 48
 - (2) 他組織との必要な連携 49
- 3. 遺体・遺族に接する援助者のメンタルヘルス 49

Ⅷ 情報収集と伝達 50

- 1. 目的 50
- 2. 留意事項 50
- 3. 収集すべき情報と入手先 50
- 4. 情報の報告と共有 51
- 5. 情報収集と伝達の手段 51

Ⅸ 資機材 53

- 1. 医療資機材の標準化 53
- 2. 汎用医療資機材セット 53
- 3. dERU 標準医療セット 54
- 4. 初動用医療資機材セット 54

資料集

資料集収録内容一覧

本マニュアル資料集に収録内容の一覧は下表のとおりである。
なお、災害救護の根幹となる規則関係は、これまでどおり収録したが、その他
例規類集に掲載されているもの等については添付を省略した。

内 容	収録状況
1. 日本赤十字社の災害救護関連規則等	
(1) 日本赤十字社法	○
(2) 日本赤十字社定款	○
(3) 日本赤十字社救護規則	○
(4) 日本赤十字社防災業務計画	○
(5) 常備救護班派遣要領（例規類集事業編 P88）	○
(6) 広域地方医療体制整備指針（例規類集事業編 P101）	○
(※) 救護規則施行に関する件（例規類集事業編 P22）	添付略
(※) 日本赤十字社本社災害救護体制整備（平成 12 年 1 月制定）	添付略
(※) 日本赤十字社国民保健業務計画の作成について（例規類集事業編 P72）	添付略
(※) 臨時救護の実施に関する件（例規類集事業編 P82）	添付略
(※) 赤十字防災ボランティア活動推進要領（例規類集事業編 P85）	添付略
(※) 国内型緊急対応ユニットの運用要領等について（例規類集事業編 P91）	添付略

Ⅲ. ロジの役割と教育項目

内 容	収録状況
(※) 日本赤十字社救護員編制（例規類集事業編 P106）	添付略
(※) 赤十字看護士の教育等について（例規類集事業編 P116）	添付略
(※) 救護員としての赤十字看護士の研修科目と研修概要について（例規類集事業編 P119）	添付略
(※) ころのケア研修実施要領（例規類集事業編 P126）	添付略
(※) ころのケア指導者養成研修会実施要領の制定について（例規類集事業編 P133）	添付略
(※) 災害時のころのケア活動実施要領等について（例規類集事業編 P135）	添付略
(※) 災害時のころのケア活動実施マニュアル	○
(※) 救護員及び救護材料の定数の基準（例規類集事業編 P138）	添付略
(※) 日本赤十字社業務用無線機取扱説明書（例規類集事業編 P143）	添付略
(※) 日本赤十字社の救護活動用車両の緊急自動車としての取扱いについて（例規類集事業編 P151）	添付略
(※) 日本赤十字社で所有する緊急自動車等の運行管理について（例規類集事業編 P154）	添付略
(※) 東海地震対応計画（平成 22 年 2 月）	添付略
(※) 首都圏下地蔵対応計画（平成 23 年 7 月）	添付略
(※) NBC 災害対応ハンドブック（平成 18 年 3 月）	添付略
(※) 赤十字防災ボランティアコーディネーターマニュアル（平成 10 年 3 月）	添付略
2. 災害救護関連法令等	
(1) 災害救助法	○
(2) 災害救助に関する厚生大臣と日本赤十字社社長との協定（例規類集事業編 P69）	○
(3) 災害対策基本法	○
(4) 大規模地震対策特別措置法	○
(5) 日本 DMAT 活動要領	○
3. 災害救助法に基づく医療救護	○
4. 災害時に特有の疾病と処置	○
5. 医療資機材	
(1) 救護装備一覧	○
(2) 汎用医療資機材装備（仕様）	○
(3) 初動用医療資機材装備（仕様）	○
6. 各種様式	
(1) 救護班名簿	○
(2) 救護カルテ	○
(3) トリアージタグ	○
(4) 救護日誌	○
(5) 患者指示紙	○
(6) 簿類紙	○
(7) 救護班活動チェックリスト	○
7. 実技資料	○

内 容	収録状況
8. その他参考資料	
(1) dERU（国内型緊急対応ユニット）運用標準マニュアル	○
(2) 災害時のころのケア（冊子）	○
(※) 災害時のころのケア活動実施マニュアル	添付略
(※) 災害対策基本法に定める緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法に定める緊急輸送車両の事前届出について	添付略
9. 第 2 ブロック支部救護班要員研修教材	○
10. 救護員養成研修プログラム例示	○



当然ながら、手順書であって、
テキスト（教科書）ではない。

【課題】

平成26年度社業振興特別委員会報告書 第2部会まとめ から

- 「救護看護師研修」については、実施要綱のもと全国同一の研修科目及び教科内容が定められているが、主事に関しては、各支部の計画（裁量）に委ねられている。
- この結果、全国の主事の資質やスキルに差異が生じているものと考えられ、全国を一円とした活動の機会がある救護班主事として、均一レベルの知識、資質、スキル等が求められる。
- 主事の役割の重要性を鑑み、前述の課題を解消するためにも、「救護看護師研修」と同様に、全国同一の研修科目及び教科内容等について策定するべきであるとする。

【必要と思われるプログラム】

これって、

赤十字職員の一般教養／基礎知識

じゃないの？と古株のおじさん達・・・

ア. 赤十字のあゆみと活動

イ. 赤十字の現況と課題

ウ. 赤十字の基本原則と国際人道法

エ. 国の災害対策と日赤の救護活動

オ. 最近の災害救護活動の現況と課題

カ. 災害救護演習

キ. 救急法

ク. 主事の役割に関すること

ケ. 心のケアに関すること

コ. 主事として必要な技術（演習）

サ. その他必要と思われる内容

- EMIS（広域災害救急医療情報システム）
- 災害時における緊急自動車の運行方法
- 他の職種、防災ボランティアとの総合災害演習
- 野営訓練＜夏季と冬季＞
- 無線通信
- 現場救護所の運営
- トリアージとトリアージタック

これも当たり前！
って…

【本社への提言】

- 救護班主事資質向上のための研修体制の確立を。
- **主事の役割、業務を明確にし、研修体制を整えよ。**
- 全国赤十字救護班研修の開催回数、参加人数を増やし、研修内容の充実を。
- 病院主事はDMAT隊員養成研修等、知識・技術を習得する機会があるが、支部職員のレベルアップを図れる機会が限られている。
本社において、**支部職員の技術習熟と、調整の経験を積ませる研修会開催を希望する。**
- 登録主事のみが対象ではなく、広く一般職、コメディカルからも主事として参加させることができるような研修の開催を。
研修開催形態は、本社一極集中ばかりではなく、ブロック単位、
或いはブロック単位などで検討し、複数回開催を願う。

日本赤十字社「救護班要員マニュアル」

(H23.12改訂版から)

1. 「救護班主事」の役割

- ① 主事は、救護班における庶務的役割を遂行する。
- ② 場合によっては、医師の指示により その業務の一部を班長に代わって遂行することもある。
- ③ また、医師や看護師以外の救護班要員の活動を調整することも多い。

具体的には、

- (ア) 医療セット（事務用品を除く）以外の携行物品の管理
- (イ) 救護班要員名簿の作成・提出
- (ウ) 被災地における情報収集、特に地域環境の把握
- (エ) 被災地支部（現地）災害対策本部や市町村（現地）災害対策本部との連絡
- (オ) 支部及び病院との連絡
- (カ) 患者の受付・整理、患者の移送先・導標紙等の掲示